

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う 中央建設業審議会の所掌事務追加に係る検討状況について

背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっているため、プラスチックに関して包括的に資源循環体制を強化するもの。

新法のポイント(建設業に関連する部分)

- ◎ 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、①設計・製造、②販売・提供、③排出・回収・リサイクルの3段階で、関係する事業者等に対して措置を講じる。
- ◎ 建設業を営む者はプラスチックに関する産業廃棄物等の排出事業者に該当し、以下の規定が関係する。

排出事業者に関する事項

1. 排出事業者の責務

- 事業者は、プラスチックに関する産業廃棄物等を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない。

2. 排出抑制の取組

- 環境大臣等(各事業所管大臣を含む。)が、プラスチックに関する産業廃棄物等の排出事業者が排出抑制や再資源化の促進に取り組むべき判断基準を策定。判断基準に基づき、プラスチックに関する産業廃棄物等を多く排出する排出事業者に対して、指導・助言・勧告等を行う。

3. 再資源化の取組

- 排出事業者が再資源化計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けると、その事業者は廃棄物処理法の業許可が不要になる。

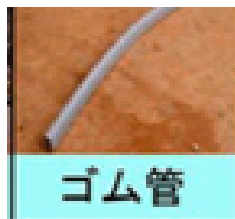
今後のスケジュール

- 令和3年冬頃～令和4年春頃 (P) : 関係政省令の公布
- 令和4年春頃 (P) : 施行(公布(令和3年6月)から1年以内に政令で定める日)

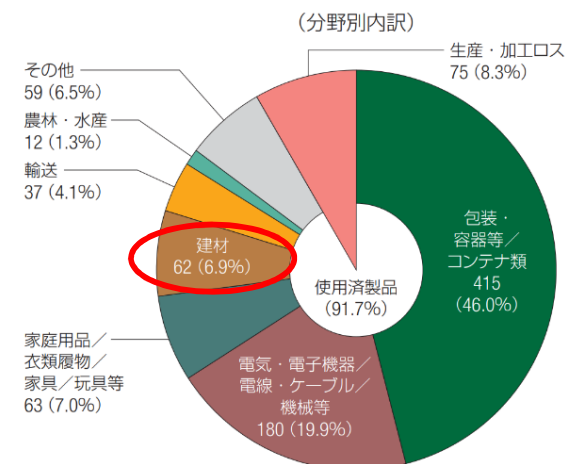
建設業界における廃プラスチックの状況

- 建設現場では、塩ビ管、発泡スチロール(断熱材等)、ホース、ゴム管等多様な廃プラスチック類が排出されている。
- 廃プラスチックのうち「建材」に分類されるものは年間約62万トン排出されており、総排出量の7%、分野別で見ると4番目に大きい値となっている(2017年)。

＜建設現場における廃プラスチックの具体例＞



＜廃プラスチック排出量903万トンの内訳(2017年)＞



出典:リサイクルデータブック2019(一社産業環境管理協会)

プラスチック資源循環法上の措置(2. 関係)

プラスチック廃棄物等を多く排出する排出事業者が主務大臣による勧告に従わず、なお正当な理由がなくて勧告に係る措置を講じなかった場合において、プラスチック廃棄物等の排出抑制・再資源化等を著しく害すると認めるときは、主務大臣は、**審議会で政令で定めるものの意見を聴いて**、当該排出事業者に対し、**命令**をすることができる。

建設業における特殊性

- 建設現場においては、分別処理に取り組んでいるものの、分別が困難な場合には、廃プラスチックを含む混合廃棄物として排出されることがある。



解体現場における混合廃棄物

◎ 建設業界の特殊性も踏まえ、プラスチック資源循環法に基づき建設業を営む者に対し命令を行う場合には、**中央建設業審議会のご意見を聴く**(産業構造審議会・中央環境審議会との合同開催を予定) こととする方向で検討中。

※なお、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)において、指定副産物事業者等への命令時に中央建設業審議会のご意見を聴くこととされている。

○建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)(抄)

(中央建設業審議会の所掌事務)

第四十八条 中央建設業審議会は、法第三十四条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第十七条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。